

# 伐採及び集材に係るチェックリスト

令和 年 月 日

伐採する者:

森林の所在場所:

チェック項目	確認
<p><b>(1) 伐採の方法及び区域の設定</b></p> <p>① 森林所有者に対し再生林の必要性を説明した上で、その実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努めている。</p> <p>② 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用するようにしている。</p> <p>③ 伐採する区域は明確化されている。</p> <p>④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹林帯や保残木を設定するとともに、それらに架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にしている。</p> <p>⑤ 伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(2) 林地保全に配慮した集材路<sup>注1)</sup>・土場の配置・作設</b></p> <p>① 集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にするようにしている。</p> <p>② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれのある場合等の伐採・搬出は、架線集材とするようにしている。</p> <p>③ 土場の作設では法面を丸太組で支える等の対策を講じている。</p> <p>④ 集材路の線形は、極力等高線に併せるようにしている。</p> <p>⑤ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置するようにしている。</p> <p>⑥ 集材路・土場は溪流から距離を置いて配置するようにしている。</p> <p>⑦ 集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置するようにしている。</p> <p>⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をするようにしている。</p> <p>⑨ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を經由することとし、隣接地の森林所有者等と調整したことを確認している。</p> <p>⑩ 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、災害が発生しないよう努めている。</p> <p>⑪ 幅員が3mを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が1haを超えていないようにしている。</p> <p><small>注1) 集材路: 立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設(道)(森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区分する。) 森林作業道: 「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知)</small></p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮</b></p> <p>① 集材路・土場の作設時には保全対象の人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場が作設されていない。</p> <p>② 水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設していない。</p>	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p><b>(4) 生物多様性と景観への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じることにしている。</li> <li>② 集落、道路等からの景観に配慮した取材路・土場の配置とするようにしている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(5) 切土・盛土</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 集材路の幅員及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とするようにしている。</li> <li>② 切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり締め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用するようにしている。</li> <li>③ 残土が発生した場合には、溪流沿いを避け、地番が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じるようにしている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(6) 路面の保護と排水の処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じるようにしている。</li> <li>② 路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じるようにしている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(7) 溪流横断箇所の処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じるようにしている。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げるようにしている。</li> <li>② 洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去するよう配慮することとする。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(8) 作業実行上の配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じるようにしている。</li> <li>② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しないように努めている。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止するようにしている。</li> <li>③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらうようにしている。</li> <li>④ 伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理するようにしている。</li> <li>⑤ 枝条等が溪流に流出しないように対策を講じるようにしている。</li> <li>⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意するようにしている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(9) 事業実施後の整理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理するようにしている。</li> <li>② 集材路・土場は植物等により植生の回復を促すようにしている。また、溝切り等の排水処置を行うようにしている。</li> <li>③ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去することになっている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>